

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 様

日頃から、お世話になっております。

件名のことにつきまして、別添のとおり送付いたします。

甲府地区広域行政事務組合消防本部
指令課 三神



意見

電波利用減免措置の廃止に関することについて

地方公共団体への電波利用の有料化について、特例措置（免除）を廃止すべきなど、意見が出されており、国民共有の資源である電波を有効利用するために、すべての電波利用者から使用料を徴収した場合、技術の促進、より良いサービス提供（逼迫地域への拡大）等ができるとしているが、消防無線を利用する者にとっては、利用目的が営利でなく、国民の生命、財産を守るという使命のみに利用していることからして、有料化は、利用する者が躊躇することによって、住民にとって不可欠な行政サービスの低下にも成りかねない。

又、当本部でも、無線のデジタル化に向けた投資を進めており、有料化による影響も懸念されます。

このようなことから、消防無線のみならず、地方公共団体等の取り扱いについては、現行どおり特例措置の継続をお願いするものであります。

様式 1

意見書

平成16年 8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

郵便番号 501-2192

(ふりがな) ぎふけんやまがたしたかぎ
住 所 岐阜県山県市高木1000-1

(ふりがな) やまがたし
氏 名 山 県 市

電話番号

電子メールアドレス

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。



別紙

地方公共団体が開設する無線局であって、地域防災計画に定める防災行政無線に関し、防災上必要な通信を行う施設に対する電波使用料は特例とし、国や県の消防防災無線・警察無線、又は消防機関消防事務に用に供する消防救急無線と同様に適用除外（免除）とするか、今までどおりの減免措置を講じていただきたく要望します。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 殿

(郵便番号) 〒880-0023
(ふりがな) みやざきしわちがわらいつちょうめ
(住所) 宮崎市和知川原一丁目64番地2
(ふりがな) みやざきししょうぼうきよく
(名称) 宮崎市消防局
(ふりがな) もとやまみつあき
(代表者名) 本山 三 明
(電話番号) 
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防救急無線は災害対応時の非常通信であり、国民の生命、身体、財産の保護に係る重要な社会公共性の高い無線通信である。

消防機関が電波を使用することにより私益を受けるものでなく、便益を受けるのは市民である。

また、消防救急無線は多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中で、減免措置を廃止することにより新たな財政負担を強いることとなり、消防の市民サービスの低下が懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例処置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書.txt

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 様

503-2492
岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1
池田町長 岡崎和夫
電話 [REDACTED]

担当：総務部総務課消防防災係 小川
E-mail: [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

「第6章 納付義務者の範囲 第2節 国、地方公共団体の扱い」について

地方公共団体の電波利用については、災害対策基本法に基づく町民の生命、身体及び財産を災害から保護するためであり、また公共の福祉を確保するもである。②において電波の有効利用を図る観点や負担の公平性の確保の観点から、電波利用料負担を求める意見が提起されているが、地方公共団体の防災行政無線については、全町民に対して有効であり、かつ公平であると考え。近年多発する豪雨時における避難勧告などでは大いに威力を発揮する。よって、現行どおりの減免のみでなく電波法第103条の2第7項についても電波利用料の適用除外にすべきと考える。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 345-0024

(ふりがな) さいたまけんきたかつしかぐんすぎとまち
おおあざつつみね4750ばんち1

住 所 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根4750番地1

(ふりがな) すぎとまちしょうぼうほんぶ

名 称 杉戸町消防本部

(ふりがな) せきぐちひろし

代表者氏名 関 口 博 司

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告〔案〕」に関し、別紙のとおり
意見を提出します。

意見

第6章、第2節、国、地方公共団体の扱いについて

地方公共団体の有する無線の中には、大災害時には地域に密着した防災活動に不可欠となる防災行政無線や「国民の生命、身体、財産の保護」に係る消防救急無線など、特に緊急かつ重要な災害対応の非常通信手段となっております。

このことから、国や地方公共団体に対する電波利用料の減免措置については、住民サービスの維持に必要不可欠なものであり適切な措置であると考えられます。

このような中で、電波利用料の減免措置を廃止し、地方公共団体に財政的な負担を課すことは、長引く景気の低迷並びに税収の落ち込み等により緊迫する財政状況をさらに圧迫するものであり、現在、デジタル化に向けた取組みにも影響を及ぼすことも懸念されます。

以上のことから、今後も消防救急無線等に対する特例措置については、現行のとおりとさせていただきたく意見を提出いたします。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 殿

〒243-0003

かながわけんあつぎしことぶきまち3ちょうめ4ばん10ごう
神奈川県厚木市寿町3丁目4番10号

あつぎししょうぼうほんぶ しょうぼうちやう ひらもと きくいち
厚木市消防本部 消防長 平本 菊一

電話

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり
意見を提出します

A案：現行どおり減免を行なう。

- 1 消防救急無線は、消防の目的である国民の生命、身体、財産を火災等の災害から保護するという、緊急かつ重要な非常無線通信であります。
- 2 地方公共団体が開設する無線局のなかでも、消防救急無線は住民の生活に係るため公共性が高く、財政的な負担が増加することによる、住民への行政サービスの低下の可能性も考えられ、地域社会の安全・安心な生活の維持にも影響があります。
- 3 電波利用料を徴収しても、消防救急無線は、消防行政を進める上で必要不可欠であり、無線以外に通信を代替する手段がないため、電波有効利用の動機付けにはつながりません。

以上のことにより、現行どおりの減免措置の適用が適切と考えます。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会最終報告書（案）」に関し、
次のとおり意見を提出します。

意見

消防救急無線は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があり、
公務に不可欠であります。
住民にとって行政サービスの低下を避けるためにも、現行どおり特例措置を
継続していただくようお願いいたします。

〒847-0861

佐賀県唐津市二夕子3丁目2番46号
唐津・東松浦広域市町村圏組合消防本部
消防長 渡 邊 信 介

パブリックコメント 電波利用料.txt
「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会」報告書（案）に係る
パブリックコメント募集について

（岡山県総務部消防防災課のパブリックコメント）

現行の国・地方公共団体の無線局に対する電波利用料については、現行どおり減免措置を継続すべきである。

・ 特に地方公共団体の減免を受けている無線局は、消防無線、水防無線、防災相互無線、防災行政用無線など、住民の生命、財産を守るため、必要不可欠な無線局であり、その通信手段も、対災害性に優れた無線通信でなければならない。

このように、非常に重要で緊急性の高い無線局に対して電波利用料を課金することは今後の地方公共団体の無線局の整備充実にも大きな影響を与えかねない。

また、ひいては、災害時、緊急時の危機管理態制の後退にもつながることが懸念される。

・ さらに、国や地方公共団体が整備する無線局は、全て行政目的の無線局でありその開設は、平時、災害時を問わず、防災、危機管理等に欠かせないものであるとともに、広く国民の福祉の向上につながるものであり、他の無線局に比べその公共性が一段と高く、全面課金は適当でない。

一方、電波が有限希少な国民共有の資源であることも事実であることから使用帯域の圧縮など、電波の有効利用の推進に係る研究や施策に従前の電波利用料を充てることも検討すべきではないか。

岡山県総務部消防防災課
〒700-8570 岡山市内山下2-4-6
TEL : ██████████
FAX : ██████████
E-mail : ██████████

意見書

平成16年 8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 356-0052

(ふりがな) さいたまけんいるまぐんおおいまち
なえま1ちょうめ13ばん28ごう

住 所 埼玉県入間郡大井町
苗間1丁目13番28号

(ふりがな) いるまとうぶちくしょうぼうくみあい
しょうぼうほんぶ

名 称 入間東部地区消防組合
消防本部

(ふりがな) あさうみ いさお
代表者名 浅海 伊佐男

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節、国、地方公共団体の扱いについて

地方公共団体が有する無線局の中においても特に消防救急無線等については、国民の生命、身体、財産の保護に係る消防活動に必要かつ重要なものであり、非常に公共性の高い通信手段となっております。

このことから、国や地方公共団体に対する電波利用料の減免措置については、住民に対する行政サービス維持の観点からも適切な措置であると言えます。



そのような中、減免措置を廃止し、これまでにない財政負担を課すことは、逼迫する地方公共団体の財政状況をさらに圧迫することになり、今後の消防救急無線等のデジタル化移行に対し影響を及ぼすことが懸念されます。

以上のことから、今後も消防救急無線等に対する特別措置については、現行のとおりとしていただきたく意見を提出いたします。

意 見 書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

(郵便番号) 〒383-0045
(ふりがな) ながのけんなかのしおおあざえべ
(住 所) 長野県中野市大字江部1324番地2
(ふりがな) がくなんこういきしょうぼうほんぶ
(名 称) 岳南広域消防本部
(ふりがな) まちださかえ
(代表者名) 町田 榮
(電話番号) 
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がると思えず、消防機関が電波を使用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取り扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視し、地域住民にとって行政サービスの低下を避けることを目的に設けられていたものであります。昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃止することは、行政サービスの水準低下することが懸念されます。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を最低限の使用に限定しており、便益を受けるのは地域住民であり、電波を使用することによる経済的価値は生じません。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する消防・救急無線のデジタル化に向けて取り組んでいる最中、新たな財政的負担が強いられることにより、デジタル化移行への対応が遅れることも懸念されます。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置の継続をしていただきたく、意見を提出いたします。

様式 1

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

郵便番号509-7492

(ふりがな) ぎふけんえなぐんいわむらちよう545-1

住所 岐阜県恵那郡岩村町545-1

(ふりがな) いわむらちようちよう やまがみ てつじ

氏名 岩村町長 山上哲司

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

防災行政無線は災害活動を行う為に必ず必要であり、大災害等での唯一の通信手段である。それにより恩恵を受けるのは国民であります。一般通信事業者のように、利益を得るものではありません。

年々、各市町村の財政も悪化しており、予算も縮小しているため、新たな財政負担を強いることは大変厳しい状況となっております。

今後、デジタル化に移行していく場合、アナログ以上に経費が必要となります。更に無線局に通常の電波利用料が必要となれば、中継局・移動局の数を最小減に抑えることとなり、災害活動において支障をきたす恐れもあります。

国民の安全を確保するために必要な、防災行政無線の妨げるような、地方公共団体等の電波利用料の取扱いについては、現行とおり減免措置を継続して頂きますよう、意見を提出いたします。

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 507-8650
(ふりがな) キフクツキケンカハラチョウ2082-5
住 所 岐阜県土岐郡笠原町2082-5
(ふりがな) カハラチョウチョウ ミスノカ
氏 名 笠原町長 水野 隆 夫
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

交付金が削減され税収も減少を続け、東海・東南海地震も警戒されている中、住民の生命・財産を守るために不可欠である消防・防災の無線局に対して負担増の検討がなされているが、電波有効利用の検討とは財源としての有効利用の検討ではなく、国民にとっての有効利用の検討でなくてはならないと考えます。
地方自治体への負担増は国民にとって有効利用とは言い難く、当町は電波利用料の減免措置の撤廃に断固反対するものであります。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

〒380-8570

ながのしおおあざみなみながのあざはぼした
長野市大字 南 長野字幅下692の2

ながのけん きまかんりしつ
長野県危機管理室

まきまかんりしつちよう たかやまいちろう
危機管理室長 高山一郎

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

消防本部で整備している消防救急無線および都道府県、市町村で整備している防災行政無線は、電波利用料についてその公共性の高さから減免措置をされています。

これらの無線の用途は、住民の生命、身体、財産等を守ることであり、公共サービスの中でも最優先されるべきことと考えますが、無線以外の通信手段ではその目的を達することができないか、あるいは防災上不利となります。

このため、たとえ電波利用料の減免措置がなされなくとも無線以外の手段は採りにくいことから、電波有効利用のインセンティブとはならないと考えます。

また、都道府県防災行政無線の特定の周波数については、使用期限が定められ設備更新を迫られています。昨今の財政事情から無線ではなく有線で再構築する例もみられることから、防災力の低下が懸念されており、電波利用料の徴収が無線離れを加速し、更なる防災力の低下を招くことも考えられます。

以上のことから、国、地方公共団体からの電波利用料の徴収については、現行どおりの減免措置の継続を要望します。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

〒259-1131

かながわけんいせはらしいせはら
神奈川県伊勢原市伊勢原3-32-20

いせはらししょうぼうほんぶ
伊勢原市消防本部

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、次のとおり意見を提出します。

消防救急無線は災害対応の非常通信で、公務に不可欠であり、無線以外に通信を代替する手段がなく、「国民の生命、身体、財産の保護」に係わる緊急かつ重要な無線通信であることから、現行どおり減免を行うべきである。

意見書

平成16年 8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

〒509-0492
ぎふけんかもぐんひちそうちょうかみあそう
岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442-3
ひちそうちょうちよう おおや ちひろ
七宗町長 大矢 智 廣
Tel [REDACTED]
e-mail [REDACTED]

「電波有効利用料政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

1. 電波利用料制度の見直しについて、現状の制度維持を要望します。

◎電波利用料見直しに対する意見

現在電波法では国が開設する無線局からの電波利用料の徴収については電波利用料制度の適用除外となっています。また、地方公共団体については、都道府県知事又は消防組織法第9条の規定により設けられる消防の機関が消防事務の用に供するもの(消防救急無線)などについては、「国民の生命、身体、財産を保護する法的な任務を遂行することを目的とし、「法律上、地方公共団体が自ら開設することが不可欠となっている無線局」であるとして、電波利用料の適用除外となっています。また、同じく地方公共団体が開設する無線局であって、地域防災計画の定めるところに従い防災上必要な通信を行うことを目的とするもの(防災行政無線)の電波利用料の金額は、規定の金額の2分の1に相当する額(減免措置)となっています。

ところが、現在この電波利用料の見直しとして、公共用であっても電波利用料を支払うべきだという意見があります。消防救急無線や防災行政無線は、営利目的ではなく、住民の生命、身体、財産を保護することを目的に使用する無線設備であり、これらに対して電波利用料を支払うことについては断固反対致します。よって国においては電波利用料の負担が発生することや、減免措置がなくなることが無いよう特段の配慮をされるよう強く要望いたします。



飛騨市役所

509-4292 飛騨市古川町本町2番22号
Telephone
Facsimile
E-mail



様式 1

意見書

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課長 殿

宮城県総務部危機対策課長
(公 印 省 略)

「電波有効利用政策研究会電波利用料制部会最終報告書(案)」
に関する意見の募集について (回答)

平成16年7月23日付けで照会のありましたこのことについては、別紙のとおり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会電波利用料制部会最終報告書(案)」に関する意見について

本県では、防災行政用として約380局、水防用として約270局、消防用として約200局の無線局を保有し、現在運用しているところです。

昨年の地震の際には、発災直後からNTT一般回線が輻輳したことにより、災害情報の収集・配信手段として防災行政無線等が非常に有効な手段であると改めて認識したところです。さらに本県では、近い将来来るであろう宮城県沖地震に対する切迫度が増していることから、今後も重要な通信回線と位置づけ、宮城県沖地震に備えているところです。

そのような状況の中、今回の電波利用料の負担増につながる最終報告書(案)の内容には、非常に不満であり、以下のとおり反対し、電波利用料についてはこれまでとおり免除及び減免としていただくようお願いします。

防災行政無線等については、他の種類の回線と比べると通常時の通話トラフィックは少ないと思われませんが(本県では日頃から積極的に使用するよう指導)、災害時においては非常に有効な通信回線であるため、電波利用状況調査等の単なるトラフィックの結果だけで判断される種類の回線ではないと思われま

す。また最終報告書(案)にもあるとおり、電波利用料の徴収が必ずしも電波の有効利用につながらないとの意見に賛成であり、むしろ地方自治体では、これまでも国の指導に従い、2GHz帯や60MHz帯の移行で多額の費用を投じ周波数移行を行い、電波の有効利用に貢献してきたと思っております。また最近では都道府県防災無線のデジタル化の話題も出てきており、今後も多額の費用を要する事業がでてきており、更に毎年支出する費用が増大することは財政状況からも厳しい状況であります。

以上のことを踏まえ、今回の最終報告書(案)を考えた場合、防災行政無線等の今後の事業にも大きな影響を及ぼし、無線局の廃局や、防災行政無線等に代わる安価な通信手段への移行等により、災害時における情報伝達の欠如等、非常に深刻な問題を生じさせる可能性も考えられます。

意見書

平成16年 8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

郵便番号 〒887-0021
(ふりがな) みやざきけんにちなんしちゅうおうどおり
住 所 宮崎県日南市中央通1丁目9番7号
(ふりがな) にちなんししょうぼうほんぶ
名 称 日南市消防本部
(ふりがな) しょうぼうちょう いだまきのり
代表者名 消防長 井田 正則
電話番号 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性を重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民に行政サービスの水準が低下することを避けるために設けられたものであります。この趣旨は現在でもなんら変わるものではないと考えます。近年の地方財政の逼迫状況を鑑みれば減免措置を廃止することにより、消防サービスの水準低下が懸念されます。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を最低限使用している状況であり、消防機関が電波を利用することにより利益を受けるのは国民であります。消防機関が電波を使用することによる使用料を徴収しようという考えには賛同できません。

さらに、電波有効利用のために、多額の経費を要する消防無線のデジタル化に取り組んでいます。そのような中、新たな財政負担を強いることは、デジタル化移行への遅れが懸念されます。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

〒 503-1392

岐阜県養老郡養老町高田 798 番地

養老町長 稲葉 貞二

〒 503-1392

岐阜県養老郡養老町高田 798 番地

養老町長 稲葉 貞二

見出しのことについて、下記のとおり意見を提出いたします。

「現在、当町を含め地方公共団体が開設する防災行政無線は、住民に対する啓発や災害等からの保護など、住民の財産及び生命を守る非常に公共性 公益性の強いもので、水防等台風などの災害（停電等含む）に対して防災行政無線は、住民に情報を伝達する唯一の手段であり、住民に対して期待に応える必要がある。

以上のことから従来通り地方公共団体への電波利用料の減免措置を継続する必要があると考える。」